

事務連絡

令和2年12月23日

(令和2年12月24日一部改正)

(令和2年12月25日一部改正)

(令和2年12月28日一部改正)

(令和2年12月31日一部改正)

(令和3年1月8日一部改正)

(令和3年2月4日一部改正)

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局） 御中  
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について

令和2年12月21日に、英国において報告された変異した新型コロナウイルスについて、WHO から、

- ・ 変異したウイルスは、英国調査によると従来より最大70%感染しやすい可能性があること
- ・ 現段階では、この変異株によって重症度、抗体反応、ワクチンの有効性に何らかの影響を与えることを示唆する証拠はないこと
- ・ 変異したウイルスのワクチンや検査、治療薬の効果への影響についてはさらに実験的または疫学的な分析が必要であること

などの見解が公表されたところです。

12月25日に国立感染症研究所におけるウイルスのゲノム解析により、英国に滞在歴がある入国者の方の中で同様の変異したウイルスに感染された方が確認されたとの報告がありました。

また、12月18日には、南アフリカ保健省が、南アフリカ国内において多数確認されている変異株が感染を拡大させているとの見解を示したところです。

また、我が国の水際対策について、令和3年2月2日に、英国及び南アフリカ共和国と合わせて、3つの国・地域（アイルランド、イスラエル、ブラジル（アマゾナス州））を「新型コロナウイルス変異株流行国・地域<sup>1</sup>」に指定し、これらの国・地域に

---

<sup>1</sup> 令和3年2月2日時点で、英国、南アフリカ共和国、アイルランド、イスラエル、ブラジル（アマゾナス州）が指定。

対して、英国及び南アフリカ共和国と同様の水際強化措置を取ることとしています。

これらを踏まえて、我が国において変異した新型コロナウイルスによる感染拡大の防止のため、本邦入国前 14 日以内に新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ並びに SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及びウイルスゲノムを確認するための検体の提供の徹底等の対策の強化をお願い申し上げます。

つきましては、貴職におかれては、下記について対応を改めて徹底するとともに、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

(改正箇所は太字下線)

## 記

1. 新型コロナウイルス変異株流行国・地域に該当する入国者の方々に対する健康フォローアップについては、令和3年1月20日から、国からの委託による「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センター」において実施されています。詳細は「新型コロナウイルス感染症の変異株流行国・地域からの入国者に対する健康観察について」(令和3年1月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡(令和3年2月4日一部改正))をご参照ください。
2. 「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について(協力依頼)」(令和2年3月16日事務連絡)<sup>2</sup>において依頼した、管内の地方衛生研究所及び「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号)に基づき行政検査を委託している先に保管されている SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体の国立感染症研究所への提出の徹底をお願いしているところ、改めて協力要請の事務連絡を发出予定です。今後は、その事務連絡を参照いただくようお願いいたします。
3. 当面の間、以下の者については、原則、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第19条第1項の規定に基づく入院措置を行うこととし、迅速に対応がとれるよう、あらかじめ医療機関の確保等について調整しておくようお願いいたします。
  - ① 新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者であって、無症状の場合も含め新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者
  - ② 過去14日以内に新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者の濃厚接触者である新型コロナウイルス感染症の患者等及び疑似症患者
  - ③ 変異株であることが確定した患者等
  - ④ 上記③の濃厚接触者である新型コロナウイルス感染症の患者等及び疑似患者

<sup>2</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000609448.pdf>

者

- ⑤ その他変異株であると疑うに足りる正当な理由のある新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者

4. また、記3により入院措置を行った者の退院基準については、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者について、法第26条において準用される法第22条の「症状が消失したこと」とは、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。
- ・ 上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。
- ・ また、無症状病原体保有者については、陽性の確認から24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。
- ・ 上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。
- ・ なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで退院の基準を満たさないものとする。
- ・ 変異種でないことが上記退院基準を満たす前に判明した場合には、現行の退院基準<sup>3</sup>により対応して差し支えない。

5. 当面の間、新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴のある入国者に対する健康フォローアップにおいて、発熱等の症状を呈したことが明らかになった場合、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部まで御一報お願いいたします。また、英国及び南アフリカ共和国に滞在歴のある入国者について健康フォローアップの過程で発熱等の症状を呈したことが報告されず感染症法第12条第1項の規定に基づく医師からの届出（HER-SYSによる届出を含む。）により、新型コロナウイルス感染症患者等である旨を把握した場合についても、御一報お願いいたします。

---

<sup>3</sup> 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月25日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000644312.pdf>

6. 新型コロナウイルス変異株流行国・地域で報告されている新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等が確認された場合、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおり感染拡大防止の措置を実施するようお願いいたします。

- ・ 濃厚接触者に加え、濃厚接触者以外の幅広い関係者への検査の実施に向け積極的な対応を行うこと。
- ・ 変異株であることが確認された患者等については、健康フォローアップの期間が経過した場合であっても、上記4の退院基準を満たしているかの確認のための検査や上記2の検体の確保及び提出に努めること

**【個別事例の連絡先】**

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班

TEL：090-1532-3938

Mail：[kekkakukikikanri03@docomo.ne.jp](mailto:kekkakukikikanri03@docomo.ne.jp)

7. これらの対応に当たっては、個人情報の保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

**【当該事務連絡の内容についての照会先】**

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部戦略班

TEL：03-3595-2305（内8027）